

居住制限区域（富岡町）から避難した申立人ら（夫、妻、成人の長男及び未成年の長女）について、就労、就学等の関係で3か所に分かれて生活せざるを得なかったことを考慮して、家族別離による日常生活阻害慰謝料の増額分として月額3万円（平成23年4月から平成30年3月まで）と、生活費増加費用としての家財道具購入費用（東京電力の直接請求手続で賠償されていなかった平成23年3月から平成24年5月まで）、申立人長男が家族と別離して勤務先近くに住むために要した転居先の家賃等の実費（平成27年1月から平成30年3月まで）が賠償されたほか、申立人夫及び妻の就労不能損害（申立人夫について平成23年9月から平成24年12月まで、申立人妻について平成24年6月から平成26年2月まで）が賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1（以下「申立人X1」という。）、申立人X2（以下「申立人X2」という。）、申立人X3（以下「申立人X3」という。）、申立人X4（以下「申立人X4」という。以下、併せて「申立人ら」という。）、および被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人とは、下記1項の損害項目（下記2項の期間に限る。）に掲げる損害の賠償について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

- |                          |              |
|--------------------------|--------------|
| 1 損害項目                   |              |
| (1) 増加費用                 |              |
| ① 家財道具                   | 838,068 円    |
| ② 家賃（申立人X3）              | 2,482,028 円  |
| (2) 就労不能損害               |              |
| ① 申立人X1                  | 3,173,350 円  |
| ② 申立人X2                  | 1,277,514 円  |
| (3) 精神的損害                | 2,520,000 円  |
| (4) 計                    | 10,290,960 円 |
| 2 損害期間                   |              |
| (1) 1項(1)の①について          |              |
| 自 平成23年3月11日 至 平成24年5月末日 |              |
| (2) 1項(1)の②について          |              |
| 自 平成27年1月15日 至 平成30年3月末日 |              |
| (3) 1項(2)の①について          |              |

自 平成23年9月1日 至 平成24年12月末日  
(4) 1項(2)の②について

自 平成24年6月1日 至 平成26年2月末日  
(5) 1項(3)について

自 平成23年4月7日 至 平成30年3月末日

## 第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、金10,290,960円の支払義務のあることを認める。

## 第3 支払方法

(省略)

## 第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1の1項記載の損害項目(同2項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

## 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、申立人らが1通を、被申立人が1通を、それぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年7月6日

(仲介委員 篠原 一廣)